「医療費のお知らせ等」の発送業務にかかる外部委託仕様書

１．引き渡し

日本年金機構健康保険組合（以下、「組合」とする。）より、以下の通知等を引き渡すものとする。なお、数量は前年度実績であり、増減に異議は申し立てられないものとする。

① 医療費のお知らせ及び対象者リスト（４０，９９６通）
② ジェネリック医薬品促進通知及び対象者リスト（２，０１６通）
※①、②は、一般被保険者分（在職者）と任意継続被保険者分（退職者）に区分されている。数量については、多少の増減を見込むこと
③ 事業所住所一覧及び送付状
④ 所属先が分かる一覧
⑤ 任意継続被保険者の住所ラベル
⑥ 組合の住所ラベル

２．引き渡し日

① 医療費のお知らせ
② ジェネリック医薬品促進通知
③ 事業所住所一覧及び送付状
④ 所属先が分かる一覧
⑤ 任意継続被保険者の住所ラベル
⑥ 組合の住所ラベル

＞ 令和９年１月２２日（金）

３．引き渡し場所

①、②は受託事業者の所在地（受託事業者の指定する場所）

③～⑥は電子媒体もしくは、個人情報の授受にあたり十分な安全性が保障されるクラウドサービス等にて引き渡しを行う。

４．通知の出力形式等

（１） 記号及び出力順は以下のとおり（前年度実績）

100　日本年金機構　所属コード順（３９，６２７通）
101　日本年金機構共済会　番号順（４通）
200　日本年金機構健康保険組合　番号順（２９通）
300　任意継続被保険者　番号順　（１，３３６通）

（２） 宛名面

① 一般被保険者

被保険者本人：所属コード、所属情報、被保険者記号番号、職員番号、本人氏名

被　扶　養　者：被保険者所属コード、所属情報、被保険者記号番号、
職員番号、被保険者氏名　様方　被扶養者氏名

②　任意継続被保険者

被保険者本人：記号番号、本人氏名

被　扶　養　者：被保険者記号番号、被保険者氏名　様方　被扶養者氏名

５．仕分け、丁合い

（１）　一般被保険者分（在職者）については、受託事業者において、上記１．の①及び②の通知を事業所毎に仕分けをし、同一の事業所毎に、事業所住所一覧を基に宛名ラベルを作成し、送付状を同封のうえ、梱包、発送を行うこと。

※一部のジェネリック医薬品促進通知について、所属先が事業所住所一覧に表記されていない場合があります。事業所住所一覧とは別に所属先が分かる一覧を参考にしてください。

（２）　任意継続被保険者分（退職者）については、被保険者分、被扶養者分、それぞれの医療費のお知らせとジェネリック医薬品促進通知を丁合し、送付状を同封のうえ、発送を行うこと。

（３）　所属情報が本部分のものについては、グループ単位まで仕分けを行い、輪ゴムで区切る等、グループ別に区分けが行われた状態であること。

（４）　発送の際に使用する段ボールや封筒は受託事業者が負担するものであること。

６．納期等（発送期日及び発送箇所数）

（１）　通知は、令和９年１月２２日に引き渡す予定となるため、一般被保険者分は令和９年２月上旬から順次発送を行い、令和９年２月５日までに完了すること。

※発送スケジュール等に変更が生じた場合は、令和９年１月中に組合から連絡をするので、調整に協力すること。

※発送箇所数は全都道府県が対象であり、３３４箇所を予定している。

（２）　所属情報で本部分となる分は本部労務管理部厚生Ｇに一括納品とすること。また、共済会分（記号 101)、健康保険組合分（記号 200）は、組合に納品すること。

（３）　発送、運搬に要する費用は、受託事業者にて負担すること。一般被保険者分（各事業所）に対しては、後日、受取人が確認できる方法で発送を行うこと。

７．報告

適宜、疑義があった場合は連絡をすること。特に、上記６が遅延した場合は、すみやかに報告すること。

発送が完了次第、組合まで遅滞なく完了結果報告を行うこと。

８．その他

（１）　取り扱う通知等は、個人情報に当たるため、全ての行程において誤封入を発生

させないよう、２名以上による封入物の確認等を必ず実施すること。

（２） 事故等が発生した場合は、直ちに組合に報告し指示を仰ぐこと。
　またその場合は、受託事業者の責任において全て対応すること。（組合に責がある場合を除く。）

（３） 引き渡しをした通知等の検品、差替えを行うことがあるが、日程等については、事前に連絡するため、適宜組合に協力すること。

（４） この仕様書に定めていない事項、疑義が生じた事項については、組合と協議すること。

９．調達方法

見積もり合わせによる価格競争

１０．見積書提出期限

令和８年１２月３日（木）午後５時

※郵送の場合は同時刻までに必着でお願いします。